

政務活動費 会計帳簿

議員氏名: 山口勝

令和3年度

(単位:円)

年月日	区分	使途項目	領収書 整理 番号	支払(収入)内容 (単価及び数量等も記載)	収入金額	支払金額	按分率 (負担分)	計上額 (繰越切捨)	残高	支払先	備考
R5.4.3					400,000		100%	0	400,000		
R5.4.10	A	調査研究費	1	専用車両ガソリン代		8,700	50%	4,350	395,650	奥村石油	
R5.4.17	A	調査研究費	2	専用車両ガソリン代		7,389	50%	3,694	391,956	奥村石油	
R5.4.27	A	調査研究費	3	専用車両ガソリン代		7,084	50%	3,542	388,414	滋賀石油	
R5.4.25	G	資料購入費	4	日本経済新聞		4,900	100%	4,900	383,514	ASA伏見	
R5.4.26	G	資料購入費	5	読売新聞		4,037	100%	4,037	379,477	読売センター藤ノ森	
R5.4.26	G	資料購入費	6	京都新聞		4,400	100%	4,400	375,077	京都新聞墨染販売所	
R5.4.3	H	事務所費	7	事務所ガス料金		845	90%	760	374,317	関西電力	
R5.4.13	H	事務所費	8	専用車両ガレージ代		17,000	90%	15,300	359,017		
R5.4.27	H	事務所費	9	事務所賃料		71,205	90%	64,084	294,933	大工園商事	
R5.4.10	I	事務所費	10	事務所インターネット通信使用料		6,052	50%	3,026	291,907	ソフトバンク	
R4.4.29	J	人件費	11	政務活動補助作業費		96,650	90%	86,985	204,922		

区分	項目名
A	調査研究費
B	研修費
C	広聴広報費
D	要請陳情等活動費
E	会議費
F	資料作成費
G	資料購入費
H	事務所費
I	事務所費
J	人件費

支出件数	収入計(A)	支出計(B)	計上計(C)
3件		23,173	11,586
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
0件		0	0
3件		13,337	13,337
1件		89,050	80,144
1件		6,052	3,026
13件		96,650	86,985
	400,000	228,262	195,076
			(A)-(C) 204,922

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝	整理番号	/		
費 目	調査研究費、研修費、広報広報費、要請炭情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費				
支 払 内 容	専用車両ガソリン代				
支 払 金 額	8700	按分率	50%	計 上 額	4350
按分率の考え方	運用規定通り (使用割合不明)				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

EneJet

領収書

奥村石油
七瀬川SS
京都府伏見区竹田七瀬川町342
TEL:075-642-5802
2023/04/10(月)09:59
現金フリー 12051 0000 様
1-49151-00017 手
売上 現金引
レギュラー ¥8700
000180
52.73L @165.0 L-1N-1

小計 ¥8,700
(10%対象 ¥8,700
内消費税 ¥791)
合計 ¥8,700
お預かり ¥10000 お釣 ¥1300
上記にて領収書とさせていただきます

第5号の2様式 (第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝	整理番号	2
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支 払 内 容	専用車両ガソリン代		
支 払 金 額	7309	按分率	50% 計上額 3694
按分率の考え方	運用規定通り (使用割合不明)		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

EneJet

領収書

奥村石油
七瀬川SS
京都府伏見区竹田七瀬川町342
TEL:075-642-5802
2023/04/17(月)09:44
現金フリー 様
1-49151-00017 12051 0000
売上 現金フリー 手
レギュラー
000180 ¥7389
45.33L @163.0 L-1N-1
2円割引チケット適用(812178)
2円/L,個 割引 済み

小計 ¥7,389
(10%対象 ¥7,389)
内消費税 ¥672
合計 ¥7,389
お預かり ¥10000 お釣 ¥2611
上記にて領収書とさせていただきます
*****イポイントカード*****

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝	整理番号	3
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費		
支払内容	専用車両ガソリン代		
支払金額	7084	按分率	50% 計上額 3542
按分率の考え方	運用規定通り(使用割合不明)		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ENEJET

納品書(領収書)

2023年04月27日 10:47

売上
M. YAMAGUCHI 様

ENEOSカード(エネオス)
車両番号 実車番

0026-00
レギュラー P-07
43.46L *

(163円) ¥7,084

合計 ¥7,084
(消費税10%対象 ¥7,084
内消費税等 ¥644)

クレジット支払
A0000000031010
VISA CREDIT
有効期限: XX/XX NC IC
支払方法: 一括払い
承認番号: 5642040

※全てお買上げの現金引当金で決済していただきます。
消費税額表示のみの場合は、消費税を請求書にて
ご請求いたします。
消費税には、地方消費税が含まれています。

滋賀石油 株式会社 セルフ桂川
京都府 京都市西京区
桂西瀬川町6-1番地
TEL: 075-382-2321 SS-620154
サイトNo 4357-03 データNo 9395-9398
外通番 17-57098
100連洗 2023/04/27

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝		整理番号	✓	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ 償料購入費 ・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	日本経済新聞				
支払金額	4900	按分率	100%	計上額	4900
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2023年04月分 **ASA** 領収証 ID(XXXXXXXXXX
 No. 4- 5-0578-500
XXXXXXXXXX

山口 勝様

銘 柄	部 金 額	本体価格/消費税(参考)	
日本経済新聞※	1 4,900	4,537	363
合 計	¥ 4,900	8%対象 ¥4,900(消費税	¥362)

※は軽減税率対象品目

銀行&平引落又は
 カード払が便利です
当店で購読有ります。
 フリーコール
 0300-500-0843



朝日新聞サービスアンカー ASA伏見
 〒612-0029
 京都市伏見区深草西浦町2-82
 TEL: 075-642-2830



FAX: 075-642-2947

京都市伏見区深草西浦町2-82
 朝日新聞サービスアンカー ASA伏見

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝		整理番号	✓	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	読売新聞				
支 払 金 額	4,037	按分率	100%	計 上 額	4,037
按分率の考え方					
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05-04-26 B-W *4,037 シツアングアイ					
京都市伏見区深草直達橋片町527 読売センター 藤ノ森					

第 5 号の 2 様式 (第 7 条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝		整理番号	6	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・ 資料購入費 ・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	京都新聞				
支 払 金 額	4,400-	按分率	100%	計 上 額	4,400-
按分率の考え方					
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
05-04-26 B W *4,400 シワブツナイ					
京都市伏見区深草石橋町2-1 京都新聞墨染販売所					

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50 / 100 (按分率の考え方: 運用マニュアル規定通り 使用割合不明を充当)
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 50 / 100 (按分率の考え方: 運用マニュアル規定通り 使用割合不明を充当)
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方:) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 90 /100 (按分率の考え方: ⑥と同率) <hr/> <p style="text-align: center;">計 1 人</p>
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <input type="checkbox"/> 事務所賃借料 <input type="checkbox"/> 駐車場代 <input type="checkbox"/> 光熱水費等 <input type="checkbox"/> 固定電話等通信費 <input type="checkbox"/> その他の事務費 <input type="checkbox"/> 人件費 }
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) ■ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ■ 職員の雇用契約書の写し ■ 勤務実績表
⑮ 補足事項等	

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1/2で按分

住宅賃貸借契約書



甲 株式会社 ハーモニー住宅建設

乙 山口 裕

令和4年1月吉日

ご契約者様

マンション名変更のご案内

拝啓 厳寒の候 貴殿に於かれましては、益々ご隆昌のことと御慶び申し上げます。
平素は、当該マンション管理にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、貸主様の希望により、当該マンション名を変更する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

今後とも、快適にご利用いただけます様努めて参りますので、管理業務にご協力くださいます様、何卒、宜しくお願い申し上げます。

敬具

【旧マンション名】

【新マンション名】

【変更開始日】

令和4年4月1日～

【管理会社】

京都市中京区蛸薬師通烏丸東入一蓮社町305番地

だいくその
株式会社 大工園商事
代表取締役 大工園 隆

契約者は、裏面記載の「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ、裏面記載の契約条項を承認し、本契約を締結します。

貸借契約期間	貸借契約開始日 2021年 2月 1日 貸借契約満了日 2023年 2月 14日	契約種別	普通借家	定期借家の場合は こちらにチェック → <input type="checkbox"/>	前家賃 (受領済)	3 月分まで 受領済
物件所在地	フリガナ 京都市 北区 西ノ京	居室	1	間取り・㎡数	①	63.000 ㎡
物件名	フリガナ 西ノ京	間取り・㎡数	(1)R・K・LDK ㎡数 (29.50)㎡	管理費 共益費	②	5.000 ㎡
敷金 (保証金)	50.000 円 過去償却 (解約引込)	礼金		駐車場料	③	
駐車場 区域NO				その他費用 [水道]	④	2.500 ㎡
				月額請求額 合計	①+②+③+④	70.500 円/月

フリガナ 京都市 北区 西ノ京

〒612-0866 京都府 京都市 北区 西ノ京 562-8

フリガナ 山ノ内 区

05-646-2111

〒600-0000 京都市上京区中立売通日暮東入新白水丸町

462番地17 ファーストユースハイツ

フリガナ ハーモニー 株式会社 ハーモニー住宅建設

TEL 075-411-9898 FAX 075-411-9900

【保証委託契約及び貸借保証契約に関する特約】
下記の最低保証委託料は金15,000円とする。

月額保証委託料 705 円/月額

※月額賃料等の増減に応じて、月額保証委託料も変動いたします。
※月額保証委託料は毎月の賃料等と一緒に支払となります。

承認番号

初回保証委託料 (月額請求額合計の %)

※但し、承認番号なき場合は無効となります。なお最低保証委託料は2万円となります。

2021年 2月 6日

金 21,150 円

保証会社(丙)
株式会社 オリコフオレントインシュア
東京都港区芝浦4-9-25
登録番号: 国土交通大臣(1)第1号
登録日: 2017年12月21日

印紙
印紙税法の規定
(法第7条)により
200円収入印紙を
貸借人側にて貼付
済みのうえ大切に
保管してください。

管理会社記入欄
株式会社ハーモニー住宅建設【本店】
京都府京都市 上京区中立売通 日暮東入新白水丸町462-17
ファーストユースハイツ
TEL:075-411-9898 FAX:075-411-9900

※住所・社名・電話番号・FAX番号・担当者名をご記入ください。

住宅賃貸借契約書

本契約の目的物件 [redacted] について、相協力して維持保全を期するとともに信義誠実の精神に基づいて契約を履行するものとし、賃貸人(株)ハモニテックを甲とし、賃借人 山口勝 を乙として次の通り賃貸契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、第2条以下の条項により次に表示する甲所有の賃貸住宅を乙に賃貸する。

(建物の名称) [redacted]

(住宅の所在地) [redacted]

(住宅の表示) _____

2. 住宅の敷地、外灯、廊下、階段、屋上等の共同部分については、他の居住者とこれを共用する。
3. 契約入居者数 1名
4. 入居指定日 西暦 2021年 2月 15日

(契約期間)

第2条 本契約の期間は、契約締結の日より起算して 2 年とする。ただし、契約期間満了する 30 日以前に乙は甲に申し出て本契約を更新することができる。ただし、更新料は _____ 也とする。

(敷金)

第3条 乙は、本契約締結と同時に敷金として金 ¥50000.00 円也を甲に支払い、甲は正にこれを受領した。

2. 乙は、敷金をもって家賃の支払い、損害の賠償、その他この契約から生ずる債務を担保するものとする。
3. 敷金は、乙が住宅を明け渡した場合に乙に返還する。この場合未納の家賃、損害金、遅延損害金等乙の甲に支払うべき金額があるときは、この敷金うちからこれらの金額を控除してその残額を返還する。
4. 敷金には利子を附さない。

(入居指定日)

第4条 甲は、当該住宅の入居指定日を決め速やかにその旨を入居予定者に通告する。

2. 乙は、甲が指定した前項の入居指定日以降 14 日以内に入居を完了しなければ

ならない。ただし、特別の事情がある場合は甲の承諾を得て入居を延期することができる。

3. 甲は、前項ただし書きによる他の都合により入居指定日を変更するときは、変更入居指定日の一週間前までに賃借人に通知しなければならない。

(家賃)

第5条 住宅の家賃は、毎月金 $\yen 63000$ 円也とする。毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。(改)オリコクレジットインシユアが明細書に添付する

(家賃の変更)

第6条 甲は次の各号に該当する場合には家賃を変更することができる。甲が乙に対して増額を申し出た場合には乙は応じなければならない。

2. 甲は、次の各号に該当する場合には、家賃を変更することができる。
 - (1) 物価の変動、住宅の維持管理費、公租公課、損害保険料、その他家賃算出基礎に増減があったとき。
 - (2) 住宅に改良を施したとき。
3. 前項の変更の場合甲から乙に通知することによって変更の効力を生ずる。

(家賃の支払い義務)

第7条 乙の家賃支払い義務は第1条第4項及び第4条による入居指定日から発生するものとする。

2. 第4条第2項の承認を受けた場合においても前項による。
3. 乙が本契約を解約して退去した場合において、その月の入居期間が1ヶ月に満たないときであっても家賃は1ヶ月分を支払うものとする。

(家賃の支払い)

第8条 家賃は毎月末日までに翌月分を甲の指定する銀行に振り込みにて支払うものとする。
(ただし、賃借人が新たに住宅に入居する場合において当該住宅の入居指定日が家賃の納付期日以降であるときは、住宅の賃貸借契約を締結した日とし、住宅を退去する場合は退去期日が家賃の納付期日以前であるときは退去する日とする。)

(遅延損害金)

第9条 乙が、家賃及び共益費の全部又は一部の支払いを怠ったときは、納付期日の翌日から延滞日数に応じ年(365日当たり)14.5パーセントの割合を乗じて計算した額に相当する延滞遅延金を支払わなければならない。
ただし、天災事変その他不可抗力によるものと甲が認めたときは、減免することができるものとする。

(共益費)

第10条 乙は、家賃のほか、次の各号に掲げる費用について、甲の定める額を家賃と同時に納付しなければならない。(共益費 毎月金 $\yen 5000$ 円也)(改)オリコクレジットインシユアが明細書に添付する

1. 共同して使用する電気及び水道の使用料、給水受水槽・電気変圧器の維持管理費。

2. 塵芥、汚物の処理、清掃に要する費用。
3. 共同して使用する電球等の取替え費。
4. エレベーター・消火器・火災報知機等の維持管理費。
5. マンション内の通路、植樹、花壇、その他乙が共用して使用又は利益を受けるものについての費用。

(負担義務)

第 11 条 電気、ガス、上水道及び下水道の使用契約は乙が直接施設者で行うものとする。
ただし、法規及び建物の構造上これができないときは甲が乙に代って契約することができる。この場合、名義の如何にかかわらず、その契約によって生ずる使用料支払の義務は乙が負うものとする。

(修理義務)

第 12 条 第 10 条に規定する費用の他、損耗・破損等については乙はその都度これを修理して現状に復するか修理又は取替えに要する費用は、乙の負担とする。

1. 畳の表替・裏返し・床替え・ガラスの取替、床・壁・天井の仕上材塗替貼替等。電機・電話の配線等で床・壁・天井、内・外部の造作材を破・毀損等。
2. 住宅の鍵・電気のスイッチ・器具、水栓・パッキン・換気扉、浴室・洗濯板・その他の修理。
3. 浴槽・風呂がま(バーナーを含む)排気筒・炊事・洗面・セット家具等の修理。
4. 給・排水設備、漏水、放水、排水の詰り・使用上生じた費用で当然乙の負担と認められるもの。

(承認事項)

第 13 条 乙はあらかじめ甲の承認を得なければ次の行為をしてはならない。

- (1) 家族以外の者を同居させること。
- (2) 住宅の模様替え、その他工作を加えること。
- (3) 住宅の敷地内に工作物を築造すること。
- (4) 住宅の敷地内に乙所有の車輛等を常時駐車しようとするとき。
- (5) 住宅の敷地の原状を変更すること。
- (6) 観賞又は愛玩用の小鳥又は魚類を除く動物を飼育しようとするとき。

(通知事項)

第 14 条 乙は、次の各号に該当するときは直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

1. 乙の世帯員全員が引続き 6 日以上住居に居住しないとき。
2. 乙又は連帯保証人が住所、氏名を変更したとき。
3. 乙又は連帯保証人が死亡し又は、これを変更しようとするとき。
4. 住宅が破損し、又は破損のおそれがあるとき。扉鍵の紛失。

(目的外使用等)

第 15 条 乙は、住宅の全部又は一部を問わず居住以外の目的に使用し、転貸し、もしくは

住宅の賃借権を譲渡することはできない。

(契約解除)

第 16 条 (1) 甲は第 2 条に定める期間中であっても、必要と認めるときは、6 ヶ月の予告期間をもって本物件の明渡し返還を請求できる。

(2) 前項の場合は乙は異議なくこれに応じなければならないものとし、予告期間の経過とともに本契約は終了するものとする。

2. 本物件が火災又は天災等により滅失又は大破し使用不能となったときは、本契約は自動的に終了するものとする。この場合、敷金は返還いたしません。

3. 乙が次の各号に該当するときは、甲は催告によらないで、この契約を解除することができる。

(1) 申込書の記載に虚偽の事実があったとき、又は不正によって住宅に入居したとき。

(2) 指定日以内に入居しないとき。

(3) 家賃、共益費を納付しないとき。

(4) 甲の承認なくして第 13 条各号に該当する行為をしたとき。

(5) 乙及び同居家族がこの契約に違反し、その他共同生活の秩序を乱すものと認められるとき。

(6) 第 14 条の通知義務を怠ったとき。

(7) その他この契約に違反したとき。

4. 前各項の規定により、甲がこの契約を解除したときは乙は直ちに住宅より退去し甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙に損害が生ずることがあっても甲はその責を負わない。

(不法入居)

第 17 条 乙は、前条による契約解除後に住宅から退去しないときは契約解除の日の翌日より起算して退去の日までの家賃相当額の 1.5 倍に相当する金額を賠償金として甲に支払わなければならない。

(退去)

第 18 条 乙は、住宅を退去しようとするときは、その 30 日前までに甲の定める退去届を提出し、退去の際は甲から住宅、その他付属物の検査を受けなければならない。

(原状回復)

第 19 条 乙は、本契約を解除し明渡しをするときは住宅又は付属設備に模様替えその他変更のある場合は原状に回復しなければならない。

2. 前項の場合において乙が原状に復さないときは、甲が乙に代ってこれを実施し、その費用は乙の負担とする。

(立ち入り検査)

第 20 条 甲は、災害その他住宅の維持管理上必要があると認めるときは、甲又は管理人はいつでも住宅内の検査をすることができる。尚乙は甲の措置に協力しなければならない。

ない。

(連帯保証人)

第 21 条 連帯保証人は乙と連帯してこの契約に基づく一切の責を負うものとする。

(連帯保証人の変更)

第 22 条 甲は、連帯保証人が死亡したとき又は所在不明、無資力等の事由により保証の責を果たし得ないと甲において認め、連帯保証人の追加又は変更を求めたときは乙は直ちに甲の請求する資格を有する他の連帯保証人を立てなければならない。

(管理人)

第 23 条 甲は、自己に代って、この契約に基づく乙との連絡事務を行うため、管理人を置くことができる。

2. 甲は、前項に規定する管理人を置いた場合は直ちに乙に通知しなければならない。

3. 前項により甲から通知を受けた場合は、乙は原則として甲に対する一切の手続きを

(管理人に対して行わなければならない。

(管轄裁判所)

第 24 条 本契約の履行に関し、紛議を生じた場合の裁判所は京都地方裁判所とする。

〈特約〉

- ② 2年経過後再契約の時に、定期借家契約締結も有りうるものとする
- ◎ 賃借人による解約の予告期限は解約の2ヶ月前までに申し入れることとする。
 - ◎ 予告期限に満たない申し入れによる解約の場合、予告期限が満了する日の属する月の末日までの賃料及び共益費等を支払わなければならない。
 - ◎ 解約月の月額家賃等については、日割差戻はしない。解約月は月計算。
 - ◎ 3月退去に限り、15日までとする。但し賃料は日割り計算とする。
 - ◎ 退去時迄にハウスクリーニング3万円・鍵交換1万円（税別）退去月の家賃支払時に支払うものとする。
 - ◎ 水道代は月額2,500円とする。但し定量を超過した分の水道代は入居者の実費負担とする。
 - ◎ ゲストハウス、石油ストーブ使用禁止とする。全てのペット飼育不可。楽器等の演奏禁止。
 - ◎ 借主は、入居期間中賃貸保証及び火災保険は更新を継続して加入することとする。
 - ◎ 現状回復費用については、経年劣化（エアコン・給湯器等）による修繕費は貸主負担とするが、故意又は過失による破損・汚損等の修繕費は借主の負担とする。
 - ◎ 又、その他の修繕費は故意又は過失による破損・汚損等の場合は、借主の負担とする。
 - ◎ 借主は本物件を居住の目的で賃貸するものとする。居住以外の目的で使用した場合（事業用、事務所、サロン等）契約違反で、賃料及び共益費2ヶ月分の違約金を支払い即日退去するものとする。

尚、営利を目的とした事務所使用では無いので、貸主に承諾を得て使用している

住宅賃貸借契約書継続・変更事項(別紙)

変更継続	第5条(家賃)	第10条(共益費)	連帯保証人	契約期限	承認印	
	承認年月日	円		円	年月日	甲
	円	円				
	円	円				
	円	円				
	円	円				
	円	円				
	円	円				

上記変更事項については、甲・乙承認により契約書内容変更等にかえる。

誓約書

私は今般 XXXXXXXXXX 号室に入居いたしますが、
下記条項の通り連帯保証人と共に誓約いたします。

記

1. 私は入居時に届けた家族以外の者は、管理会社の了解を得ない限り、絶対同居いたしません。(但し、出産による新生児は、届け出さえすれば可)
2. 私の不始末により建物の一部又は全部を焼失、又は破損に至らしめた場合は、私及び連帯保証人が連帯してその補修費を負担いたします。
3. **暴力団関係者は絶対入居させません。**又、入居後において、万一私が暴力団と関係するようになった場合、(例えば、同棲、その他により)は即刻退去いたします。退去しない場合は、管理会社に強制退去させられても一切異議申し立ていたしません。
4. 私が家賃等滞納した場合、保証会社(株)オリエントインケアの請求に応じて支払います。契約解除に伴い、契約物件内に残された物は、私の責務において私所有以外の動産も含め処分いただいて結構です。私は一切異議申し立ていたしません。連帯保証人又は保証会社に解約の申入れを一任します。
5. 敷金・保証金を以って家賃への充当の要望は一切いたしません。
6. 住居での賭博、売春、麻薬、覚せい剤の使用、公序良俗に反する行為、刑事事件等、犯罪を犯した場合は即刻退去いたします。
7. 犬、猫等の動物の飼育、又は一時預かりも絶対いたしません。
8. 危険物の住居への持ち込みはいたしません。
9. 住居では営業行為をしたり住居の入り口、バルコニーに看板、営業用表示札等設置いたしません。(但し、管理会社に申し出て了解を得た場合は可とする)
10. ピアノ等騒音を伴う楽器の演奏は深夜、早朝等他の人に迷惑をかける時間帯にはいたしません。
11. 廊下、バルコニー等から他の住居をノゾキ見したり又、廊下、バルコニー等及

びその外にゴミ、紙くず、たばこの吸殻、ガム、空き瓶等は捨てたり絶対いたしません。

12. 自分の住居の前の廊下は掃除をして絶えず美しくいたします。又廊下にゴミ等の不要物、子供のオモチャ、出前の空鉢、空皿、その他一切置きません。
13. 入墨を入れている方は入居を堅くお断りいたします。
14. 自動車、バイク、自転車は指定された場所以外には置きません。
15. 知人、友人等来訪者について他の入居者には一切迷惑をかけません。
16. クラクション、空プカシ等によって住人に迷惑のかからないようにします。
17. 給排水等の水漏れ、詰り、又は室内の電球交換等は自己負担にて修理いたします。

以上

西暦 2024年 2月 6日

誓約人

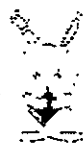
契約者氏名

山口 裕

連帯保証人

連帯保証人

印



アドバンスライフ(株)

西暦 2021年 2月 6日

貸 貸 人(甲) 住 所

京都市上京区中立売通日暮東入新白水丸町
462番地17 ファーストユースハイツ

氏 名 株式会社 ハーモニー住宅建

賃 借 人(乙) 住 所

京都市伏見区深草十九軒町582-1

氏 名

山口 裕

連帯保証人 住 所

氏 名

連帯保証人 住 所

氏 名

立 会 人 住 所

京都市伏見区深草飯食町840
セントラルプラザ1F
アドバンスライフ株式会社
TEL 642-7800
FAX 642-7887

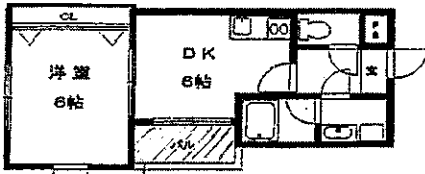
賃貸物件 マンション

6.30万円

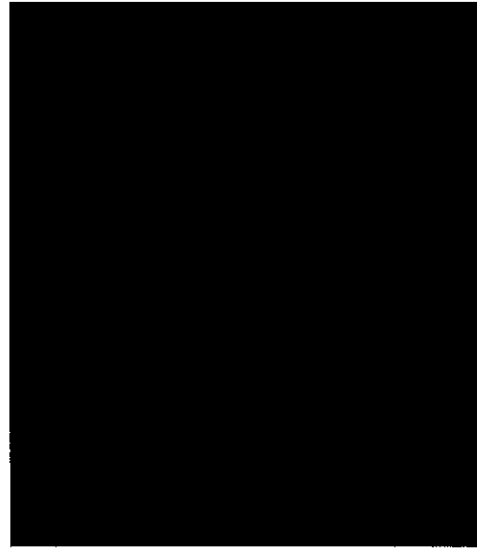
管理費
共益費

円
5,000円

マンション



政務省動用以外の物品の占有面積



物件所在地

交通手段

徒歩8分

物件概要

建物使用部分面積 計測方式	29.50㎡	築/階	3/1階	駐車場	空有
敷金	5.00万円	間取	部屋数(1)DK		
礼金	万円	築年月	平成23年 3月	現況	空家
保証金	万円	建物構造材質等	RC	完成予定年月	
解約引	万円	棟総戸数	戸	入居/旬	即時/
権利金	万円			入居年月	
				登録年月日	2020年 2月14日

設備・条件・その他

備考	即入居可・インターネット無料	備考補足	礼金・更新料無、屋根付ガレージ空有、南向角部屋、法人契約可
設備・条件	都市ガス 上水道 下水道 システムキッチン IHクッキングヒーターバス・トイレ別 洗濯機能付き便座 シャンプードレッサー 室内洗濯機置場 エアコン 24時間換気システム 収納スペース B/S端子 インターネット対応 ディンプルキー 自動ロック TVモニター付きインターホン モニター付きオー		
物件番号	330035237943	公益社団法人近畿圏不動産流通機構	2021年 1月30日 作成

駐車契約書

下記の条項に於いて当駐車場を甲とし駐車場の使用権を乙として 甲、乙両者間に於いて当駐車場の使用につき次の通り契約を締結する。

第一条 契約車両及び契約内容の明細は下表に記載された通りとする。

車両登録番号	車種名・幅・長さ(m)	使用契約期間	保証金	1ヶ月の料金
1	[Redacted]	2013年 1月1日より 2013年 12月31日まで	無し	17,000円
付帯契約事項、その他				

第二条 駐車料金は月額として乙は契約の際に当該月分を支払(以後毎月月末迄にその翌月分を支払うこと。月額駐車料金は三年毎増額を亦するものとする。

第三条 本契約期間満了1ヶ月前に双方から何れかの申し出がないときは、其に上記の期間を延長し、以後この例に従って延長する。但し契約書の趣意はしない。

第四条 乙が駐車料の支払いを怠った場合、または本契約に反した場合は、甲は催告なく本契約を解除することが出来る。また甲は保証金を乙の損害賠償の一部として収受し返還することを要しない。

第五条 甲、乙どちらから一方が契約期間満了前に本契約を解除しようとする場合は1ヶ月前の予告が必要であること。ただし、賃借人は予告に代え1ヶ月前の賃借料相当額を賃借人に支払って即時に解約すること及びできるものとする

第六条 本契約の締結によって生じた、駐車場使用、その他の権利は一切、他人へ譲渡することはできないこと。

第七条 契約期間満了、その他によって契約が終了したときは、乙は滞りなく車両を引き取ること。車両の引き取りを拒絶したり、また引き取ることが出来ない場合は、甲は乙の費用を以て適宜に処置をとることができる。

第八条 乙またはその他の代理人、使用人、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由により本駐車場またはその附属設備に損害を生じた場合は、その他甲に対して損害を与えたとするの場合同じ乙は自己の責任に於

第九条 駐車場内に於ける駐車場所は甲の指示に従わなければならない
第十條 乙は駐車場内において言談、喫煙等の事阿茶席設備の設置、その他並地の状況に変更を加える行為をしてはならない。

第十一條 甲は、本駐車場に管理人を置かないので駐車場内における、この有する車両の保管に關しては乙が責任を負う。

第十二條 天災、地変、火災その他事由により、乙の車両、附随物件及び積載物に損害を生じた場合には、一切賠償の責を負わないものとする。

第十三條 乙は、本駐車場並びにその附帯設備の使用については、甲の定める駐車場規定及び当駐車場管理担当者の指示を守り、特に善良なる使用者としての注意を怠らぬことを義務とする。

ガレージ駐車場使用規定

1. 契約車両の車体及び設備の場合以外の代車前の駐車は認めません。
2. 乙の駐車場への自車或は積荷運搬等に使用するバイク、自転車等の駐車は一切認めない。
3. 駐車場内では、駐車料を以て車検時返戻金にすること。
4. 駐車場出入口に於いて一時停止を許さずすること。
5. 火災又は水災を誘発する恐れのある物品を駐車場内に持ち込まないこと。
6. 駐車場内に於いては絶対的に喫煙しないこと。
7. 駐車場内に出入口、経路その他を堵してはならないこと。
8. 他車の来訪によるような場所に駐車しないこと。
9. 駐車場内に積物を置かないこと。
10. その他業主の指示に従うこと。

第十四條 本契約書に定めのない事項に就いては、双方協議の上決定することとし、上記契約を遵守する。

契約書第三条の規定

により、能く述べられ、
現在 2013年12月31日
甲 乙 御有印

平成 25年 1 月 1 日

住所 [Redacted] 信所 [Redacted]
氏名 [Redacted]
住所 [Redacted] 信所 [Redacted]
兵卒 [Redacted] 兵卒 [Redacted]
御印 [Redacted] 御印 [Redacted]

御印 [Redacted] 御印 [Redacted] 御印 [Redacted]

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝	整理番号	7
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費		
支 払 内 容	事務所ガス料金		
支 払 金 額	5x√	按分率	90% 計上額 760
按分率の考え方	事務所占有面積と同率		
備 考	関西電力		
(領収書は、重ならないように貼付してください。)			
05-4-3 電気 *845 5ネシ 3カ"ツ7"ン			
関西電力なっとくプラン(引き落とし適用名目は電気)			

ガス料金請求書 (GAS BILL)

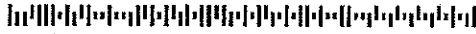
本書作成年月日：令和 5年 3月 23日

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社
執行役社長 森 望



山口 勝 様



003230AS1J0002994#
A00003703 01/01

お問い合わせ先 〒530-8604 ガス料金センター
電話番号 0800-777-7109

営業時間は月～金曜日（祝日を除く）の9:00～17:00とさせていただきます。

郵送でお申込みの際は番号をよくお確かめの上、必ず「0800」からお掛け下さい。
※一部のIP電話からは、ご利用いただけない場合がございます。

いつもご利用いただきありがとうございます。

お客さま名 (ACCOUNT NAME)	山口 勝 様
お客さま番号 (CUSTOMER NUMBER)	██████████
供給地点特定番号	██████████
料金メニュー	なつクプラン

ご使用場所
██████████

ご請求金額内訳			
ご使用量	0m ³	契約最大使用量	-- m ³ /h
適用料金区分	A	当月最大使用量	-- m ³ /h
従量料金単価	158.77円/m ³	原料費料金単価	-- 円/m ³
		流量基本料金単価	-- 円/m ³
基本料金	758円 90銭		
電気セット割引	-23円		
原料費調整額	0円 00銭		
機系発行手数料 (請求書)	110円		
合計額	845円 90銭		
消費税等相当額 (再掲)	76円 税率 10%		

ご請求金額 (TOTAL AMOUNT DUE)	845円
消費税等相当額(再掲) (TAX)	76円
ご請求年月分 (BILLING DATE)	令和 5年 3月分
ご使用期間 (BILLING PERIOD)	2月 17日～ 3月 17日
支払義務発生日 (RECEIVABLES DATE)	令和 5年 3月 23日
お支払期限日 (DUE DATE)	令和 5年 4月 24日
初回振替日 (AUTOMATIC TRANSFER DATE)	令和 5年 4月 3日
再振替予定日 (RECURRING AUTOMATIC TRANSFER DATE)	令和 5年 4月 12日
金融機関 支店名 (BANK AND BRANCH NAME)	口座番号
口座番号 (ACCOUNT NUMBER)	

お知らせ

◆ご請求金額は、「初回振替日」にご契約口座から引落しさせていただきます。なお、初回振替日に預金不足により引落しができなかった場合は、「再振替予定日」に引落としとなります。

- ・口座へのご入金につきましては、振替日の前日までにご入金下さい。
- ・振替日当日にご入金された場合、金融機関により振替されない場合がございます。
- ・ご契約金融機関情報につきましては、お客さま情報保護の観点から、お客さまからのご希望がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

1. 「お支払期限日」(支払義務発生日の翌日から30日目)を超えてお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10% (1日あたり約0.03%)の延滞利息を、原則として、お支払いされた直後に支払義務が発生する料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、お支払期限日の翌日から10日以内にお支払いいただいた場合は、延滞利息をご請求いたしません。

※1円未満は切り捨てます。
※延滞利息は消費税課税対象外です。
※経過日数とは、お支払期限日の翌日から実際にお支払いいただいた日までの日数になります。

2. ご請求金額には、消費税等相当額を含んでおります。
3. 送料料金相当額については、当社ホームページ (<http://kepco.jp/gas/faq>) 関西ガスの「よくあるご質問・お問い合わせ」をご確認ください。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝		整理番号	8	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務所費 ・事務費・人件費				
支 払 内 容	専用車両駐車場代				
支 払 金 額	17,000-	按分率	90%	計 上 額	15,300-
按分率の考え方	事務所占用面積と同率				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

2023

2023 4 / 3

4

17000円

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝		整理番号	9	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所賃料				
支 払 金 額	71,205-	按分率	90%	計 上 額	64,084-
按分率の考え方	事務所占用面積と同率				
備 考	<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p> <p>(家賃 63,000- 共益費 5,000- 水道代 2,500, 家賃決済サービス 705-)</p> <p>05-427 口座振替 3 *71,205 7/23/07</p>				

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝		整理番号	/ 〇	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ 電務費 ・人件費				
支 払 内 容	インターネット通信使用料				
支 払 金 額	6052	按分率	50%	計 上 額	3026
按分率の考え方	使用割合不明を充当				
備 考					

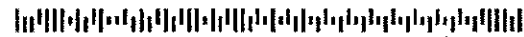
カードご利用代金明細書



612-0866
京都府京都市伏見区深草十九軒町
562-8



山口 勝 様



20230300734685860100
L-002-002-0015784-001/001-0002-110000
4N31N-W002002K0010653#



ご利用ありがとうございます。ご利用明細をご案内申しあげますのでご確認ください。
*お支払いは毎月10日(休日の場合は翌営業日)にご指定のお支払口座より自動振替させていただきます。ご入金の前日(金融機関営業日)までにお願いたします。

<重要お知らせ>

2023年3月31日(金)より、JCB会員規約・規定・特約を
改定します。詳しくは、JCBカードサイトをご確認ください。
<https://www.jcb.co.jp/kiyaku/>

2023年 3月25日発行 1/

金融機関名	
支店名	
科目・口座番号	
口座名義	ヤマクハチ マサル

今回のお支払日	2023年 4月10日(月)	
今回のお支払金額合計	3口	49,816 円

《お問い合わせ 9:00AM~5:00PM》*は携帯電話不可	
*住所・振替口座のご変更(日・祝休)	0120-800-962
リボ・分割払い、融資について(日・祝休)	0120-833-633
上記以外のお問い合わせ(年末年始休)	0120-800-920

*お問い合わせの際は、カード番号が必要となります。お手もとにカードをご用意ください。

株式会社ジェーシービー

〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北6-1-1
JCB鳥取ソリューションセンター
関東財務局長 (13)第00183号

05.04.10 JCB

¥49,816

2023/2/28 ヤフージャパン

6052

ご利用料金内訳明細書

発行日 2023年5月10日

お客様番号(カスタマーID) XXXXXXXXXX

ご契約者名：山口勝

ご利用月 2023年02月

ご契約住所

〒612-0866

京都府京都市伏見区深草十九軒町562-8

 SoftBank

料金名目	料金内訳	期間	金額(円) 税込	詳細
基本使用料	02月ご利用明細 (02月01日-02月28日ご利用分) プロバイダー料_プレミアム(フレッツ光)	2/1-2/28	1,595	
オプションサービス料	BBフォンオプションバック	2/1-2/28	550	
	BBセキュリティ Plus powered by Norton (multi)	2/1-2/28	627	
	バリューバック月額利用料	2/1-2/28	3,278	
その他サービス料	ユニバーサルサービス料	2/1-2/28	2	
	課税対象額(10%)		6,052	
	ご請求金額(税込)		6,052	

※小数点などを端数は繰り下げとなります。

参考様式

雇 用 契 約 書

ふりがな	■■■■■	生 年 月 日
氏 名	■■■■■	■■■■■ 日生
現 住 所	■■■■■ ■■■■■	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	2023 年 4 月 1 日から 2024 年 4 月 30 日まで	
就 業 場 所	■■■■■ 山口勝事務所及びその他	
仕 事 内 容	政務調査に係る補助作業、府政情報等のデータ入力等の作業、来客対応	
就 業 時 間 (休 憩 時 間)	午前・午後 10 時 00 分から 午前・午後 4 時 00 分まで (12時から13時まで1時間)	
休 日	土曜日、日曜日、祝日 その他 被雇用者の申し出により	
給 与 (賃 金)	時給 1200 円 実費交通費	
給 与 支 払	毎月月末まで支払い	
給 与 振 込 先	■■■■■	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。		
2023 年 4 月 1 日		
雇 用 者 山口 勝 ■■■■		
被雇用者 ■■■■ ■■■■		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	山口 勝	整理番号	11
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <input checked="" type="checkbox"/> 人件費		
支払内容	政務活動補助作業		
支払金額	96650	按分率	90% 計上額 86985
按分率の考え方	執務時間の内、90%政務活動補助作業10%その他		
備 考			

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

ご利用明細

ご利用いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
050429		お振り込み
受付通話	銀行番号	支店番号
0131		
お取引金額		
¥96,320*		
お振戻い できない場合	残高	

特約.58	取引金額330*	おつり
お振込先・お受取人 ご依頼人 ヤマクマチ マサル様		

受領書

No. _____

山口 勝 様

2023年 4月 29日

金額 ¥ 96,320-

但 政務活動補助作業費

上記正に領収いたしました

内 訳
 税抜金額 _____
 消費税額(%) _____

政務活動業務 勤務実績表・領収書

2023 年(西暦) 4 月分		氏 名		議員との関係		<input type="checkbox"/> 親族(口生計同一 口その他) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者		
日	曜日	定 時 勤 務				備 考 (時間外勤務等)		
		開始時刻	終了時刻	休憩等 控除時間	勤務時間数	開始時間	終了時刻	勤務時間
1	土							0:00
2	日							0:00
3	月							0:00
4	火							0:00
5	水							0:00
6	木							0:00
7	金							0:00
8	土							0:00
9	日							0:00
10	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
11	火	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
12	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
13	木	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
14	金	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
15	土							0:00
16	日							0:00
17	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
18	火	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
19	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
20	木	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
21	金							0:00
22	土							0:00
23	日							0:00
24	月	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
25	火	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
26	水	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
27	木	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
28	金							0:00
29	土	10:00	16:00	1:00	5:00			0:00
30	日							0:00
								0:00
計		14 日間勤務 (D)		(A)	70:00	計 (A')		0:00
		上記のとおり勤務したことを証明します。		議員名	山口 勝			
【総支給額の計算】								
① 時給の場合 (A)		[70.0 時間] × [単価		1,200 円]	=	84,000 円 (B)		
① 月額の場合								
② 時間外勤務手当等 (A')		[0.0 時間] × [単価		円]	=	0 円 (C)		
③ 通勤手当・日額の場合 (D)		[14 日] × [単価		880 円]	=	12,320 円 (E)		
③ " 月額の場合								
④ 総支給額				(B) + (C) + (E)	=	96,320 円 (F)		
【実支給額 (総支給額 - 諸控除額) の計算】								
		(F) - [円 (G) (所得税・住民税、保険料等本人負担額)	=	96,320 円 (H)		
金 96,320 円 (H)		左記金額を確かに領収致しました。 2023 年 4 月 29 日 氏 名						
【政務活動費充当額の計算】								
○ 給与 実支給額 (H)		[96,320 円] × [按分率		90 %]	=	86,688 円 (I)		
○ 保険料等雇用主負担額		[0 円] × [按分率		0 %]	=	0 円 (J)		
○ 諸控除額 (G)		[0 円] × [按分率		0 %]	=	0 円 (K)		
○ 政務活動費充当額の計				(I) + (J) + (K)	=	86,688 円		

(注) 1 「勤務実績表」は、この様式中の勤務実績に関する部分を議長が定める標準様式とし、これに準じるものを含みます。
 2 領収書部分は、別に提出することもできます。なお、給与支払等の実態に基づき、適宜、記載事項を修正してください。